【大分市宅配ボックス設置助成事業(2025(令和7)年度)】

既設住宅への宅配ボックスの設置費用を補助しています

申請受付期間:2025(令和7)年5月1日(木)~2026(令和8)年2月27日(金)

※土日祝を除く。

受付時間:午前8時30分~午後5時15分

受 付 場 所:環境対策課 脱炭素社会推進室(本庁舎4階)の窓口・電子申請・郵送

※上記の期間内であっても、申請額が予算の上限に達した場合はその日をもって受付を終了します。

※電子申請の場合で、午後5時15分以降に受け付けた申請は、翌開庁日に受け付けたものとします。

※本補助金は設置後の事後申請かつ、先着順です。

補 助 金 額 ※千円未満切り捨て

戸建住宅	集合住宅(住戸)	集合住宅(1棟)
補助対象経費の3分の1	補助対象経費の3分の1	補助対象経費の3分の1
(1世帯・1棟につき上限3万円)	(1世帯・1室につき上限3万円)	(1所有者又は1管理組合・1棟につき上限 30 万円)

補助対象経費

2025(令和7)年4月1日(火)以降に購入された、

宅配ボックス本体、付属品(鍵、盗難防止ワイヤー)の購入及び設置に係る費用(税抜)

※配送に係る費用は補助対象外です。

補助対象者

戸建住宅・集合住宅(住戸)	集合住宅(1棟)
自ら居住する戸建住宅又は集合住宅の住戸に	共用部分での使用を目的として、所有又は管理
補助対象設備を設置する者(※)	する集合住宅に補助対象設備を設置する者

(※)補助対象者が借家又は集合住宅(住戸)に補助対象設備を設置する場合は、以下の同意対象者から設置に 係る同意を得ていること。

申請者区分		同意対象者
戸建住宅	賃借	所有者
集合住宅(住戸)	賃借	所有者
	区分所有	管理組合
	区分所有者から賃借	管理組合及び区分所有者

※所有者との契約等により、補助対象設備の設置について、当該所有者の同意が不要とされている場合等、 一部、同意書の提出を要しない場合があります。

下記の全ての要件を満たす者

- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ・過去に同一の補助対象設備について、国等の補助制度による補助を受けていないこと。

補助対象設備

下記の全ての要件を満たすもの

- 1. 耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管できること。(紙製や宅配バッグは対象外)
 ※ポリ塩化ビニル (PVC) 等の防水性のある素材も補助対象です。ただし、対象となるかどうか不明なものは、購入前に下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 2. 盗難防止のため、容易に移動できないよう固定されていること。
- 3. 宅配物を受け取る正当な権原を有する受取人のみが受領できるセキュリティ機能を有していること。
- 4. 3 辺の合計が 80 cm 以上の宅配物を保管できる大きさであること。ただし、集合住宅の共用部分に設置するものにあっては、1 以上のボックスが当該要件を満たすこと。
- 5. 購入日時点で新品であること。
- 6. 設置場所が本市の区域内の既設住宅 (2025(令和7)年3月31日以前に登記簿に登記されている 住宅)であること。

※新築住宅 (2025 (令和7) 年4月1日以降に登記簿に登記された住宅) は補助の対象外となりますので、ご留意ください。

- 7. 設置場所が消防法その他の法令の規定に抵触しない。(集合住宅の住戸に設置する場合に限る。) ※消防法については消防局予防課(097-532-3199)へお問い合わせください。設置後に、消防法 に基づき位置の変更等を求められる可能性があります。
- 8. 受取人が不在時の運送業者による宅配物の宅配及び受取人による宅配物の受取が常時可能であること。
- 9. 2025(令和7)年4月1日以降に購入されたものであること。

申 請 方 法

補助対象設備の設置後に以下のいずれかの方法で申請書類を提出してください。

- 電子申請システム上で、必要事項を入力し提出書類を添付の上、申請する。
- 環境対策課 脱炭素社会推進室(本庁舎 4 階)の窓口に直接持参する。※各支所では受付を行っていません。
- 環境対策課宛てに申請書を郵送する※全て写しの提出(原本はお手元に保管しておいてください。)【郵送先】〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所 環境対策課 宅配ボックス担当

※書類の未達等の責任は大分市では負いかねます。

- ※消印日ではなく到着日で受付をしますのでご注意ください。
- ※書類一式が不備なく届いた日が受付日になります。

提 出 書 類

- 大分市宅配ボックス設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)※電子申請の場合は提出不要
- 補助対象経費を支出したことが分かる領収書又はレシートの写し ※領収日、領収者名、金額およびその内訳、購入製品名または品番が記載されているもの
- 補助対象設備の要件を満たすことを確認できるカタログ等の写し ※購入製品名または品番、サイズ、材質が記載されているもの
- 補助対象設備の設置後のカラー写真

※固定されていること、セキュリティ機能があることが確認できるように撮影また、集合住宅(住戸)に設置する場合は、設置後の通路の状況が確認できるように撮影

- 管理組合の総会の議事録等管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し ※申請者が管理組合の場合
- **管理組合の総会又は理事会で宅配ボックス設置の決議がされたことを示す書類の写し** ※申請者が管理組合の場合
- **同意書(様式第2号)**※申請者が借家又は集合住宅の住戸に設置する場合
- その他市長が特に必要と認める書類

(問い合わせ先) 大分市 環境部 環境対策課 脱炭素社会推進室 TEL:097-529-7243 FAX:097-538-3302

E-Mail: datutanso@city.oita.oita.jp

※本市ホームページにも詳細を掲載しております。

電子申請はこちら↓

